

札幌市からのお願い

個人住民税は給与から特別徴収するようご協力ください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

事業者(給与支払者)が従業員の住民税を給与から天引き(特別徴収)し、従業員の住所地の市町村へ納入することは、所得税の源泉徴収と同様に、法定義務(地方税法第321条の4)とされております。札幌市では原則としてすべての事業者に特別徴収を実施していただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収の実施ができず、従業員の方全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、ご注意願います。

【様式ホームページ】

https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=2604

または、「札幌市 特別徴収実施困難理由書」で検索

●特別徴収を始めるための手続きについて

給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人数欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

年度の途中から特別徴収を行う場合は、札幌市中央市税事務所特別徴収係へ「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。インターネットでの手続きも可能です。詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/tokuchoonline.html>

または、「札幌市 オンライン 特別徴収」で検索

給与支払報告書の提出等にはeLTAX（エルタックス）が便利です。

●**eLTAX（エルタックス）とは**

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

無償のeLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)や、市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応のソフトウェアに限ります)を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。詳しくは、eLTAXホームページ(地方税共同機構)をご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp> (※)

(※) 令和8年9月24日以降、ホームページがリニューアルされます。

新URL：<https://www.lta.go.jp/>

●**eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について**

令和9年度(令和8年分)の給与支払報告書について、令和7年に税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」が30枚以上であった場合には、eLTAXまたは光ディスク等でご提出いただく必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準(30枚)以上であった場合は、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出するように義務化されています。

●**特別徴収税額通知(電子データ)について**

eLTAX にて給与支払報告書を提出いただく場合、特別徴収税額通知の受取方法は「特別徴収義務者用」と「納税者用」のそれぞれについて、書面と電子データのいずれかを選択いただけます。

納税者用の電子データを選択する場合、税額通知(ZIPファイル)とeLTAXのパスワード確認サイトのURL案内文(PDF)を、特別徴収の対象となる従業員全員に配布していただきます。

税額通知の内容は、従業員の方が自ら確認サイトにアクセスしてパスワードを取得し、ZIPファイルを解凍することで確認できます。ZIPファイルの解凍にあたって、Windowsの場合は対応するソフトのインストールが必要となります。

納税者用の税額通知について電子データで受取を希望される場合は、上記のとおり対応可能かよくご確認いただきますようお願いいたします。(原則として、一度電子データで送付した通知を書面で再発行することはできません。)